

朝倉市復興実施計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、朝倉市復興実施計画策定支援業務委託にあたり、優先交渉権者を選定するためのプロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

朝倉市復興実施計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

「朝倉市復興実施計画策定支援業務委託仕様書案（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

業務委託料として30,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 朝倉市指名停止等措置要綱（平成20年朝倉市告示第144号）の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 地方公共団体の復興まちづくり計画及び類似計画（災害から復旧・復興に伴う指針や基本施策、まちづくりの整備方針を定めたもの）の受注実績があること。ただし、計画の実績であり、アンケート調査、印刷など業務の一部のみの実績は認めない。

4 スケジュール

	項目	期日
1	公募の開始	令和2年4月1日（水）～
2	参加表明書の提出期限	令和2年4月13日（月）17：00 まで
3	質問票の提出期限	令和2年4月14日（火）～ 令和2年4月16日（木）17：00 まで
4	質問票の回答	令和2年4月17日（金）17：00 まで
5	提案書等の提出期限	令和2年4月23日（木）17：00 まで
6	プレゼンテーション	令和2年4月28日（火）
7	審査結果通知	令和2年5月1日（金）頃【予定】

5 参加表明手続

(1) 提出書類

参加表明書（様式2）

(2) 提出期限

令和2年4月13日（月）17:00まで

(3) 提出先

下記13担当部署のとおり

(4) 提出方法

持参、郵送又はFAXによるものとする。

※FAXの場合は、後日速やかに参加表明書（様式2）の原本を提出すること。

(5) その他

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を速やかに提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 提出書類及び提出方法

質問票は、参加表明手続を行った者のみ受け付けることとする。

質問票（様式1）を電子メールで提出すること。

件名は、「プロポーザル質問票」とすること。

(2) 提出期限

令和2年4月16日（木）17:00まで

(3) 提出先

下記13担当部署のとおり

(4) 質問に対する回答

令和2年4月17日（金）17:00までに回答内容は参加表明手続を行った全ての者に電子メールにて送信する。

なお、電子メール以外の方法による質問には回答しない。

7 提案書の提出

(1) 提出書類

ア提案書

- ① 提案書類提出書（様式4）
- ② 業務実施体制に関する調書（様式5）
- ③ 配置予定技術者（管理技術者）に関する調書（様式6の1）
- ④ 配置予定技術者（主担当者）に関する調書（様式6の2）
- ⑤ 業務実績調書（様式7）
- ⑥ 工程表（任意様式）
- ⑦ 企画提案書（任意様式）

イ見積書（任意様式）

ウ会社概要が分かる資料（パンフレット等）

(2) 提出部数

ア提案書 10部（正本1部、副本9部）※クリップ留め（ホチキス留め不可）

イ見積書 1部

ウ会社概要が分かる資料（パンフレット等） 1部

(3) 提出期限

令和2年4月23日（木）17:00まで

(4) 提出先

下記13担当部署のとおり

(5) 提出方法

持参又は郵送によるものとする。

(6) 提出書類作成にあたっての留意点

〔工程表〕

- ・ A4判2ページ以内またはA3判1ページ（横折込）で作成すること。（縦、横どちらでもよい。）
- ・ 業務分担についても記載すること。ただし、企画提案書に記載してもよい。

〔企画提案書〕

- ・ 仕様書等を踏まえ、具体的で分かりやすい企画提案の作成に努めること。
- ・ 用紙サイズは、A4判（縦、横どちらでもよい）とすること。
- ・ 文字ポイントは、11ポイント以上で作成すること。
- ・ 片面印刷で20ページ以内（表紙は含めない）とすること。

〔見積書〕

- ・ 合計額と具体的な積算内訳を示すこと。
- ・ 2（4）委託金額の上限額を超えない額とすること。

8 審査の方法

朝倉市復興実施計画選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別に定める審査項目に基づき、提出書類の内容、プレゼンテーション及び質疑応答により審査し、優先交渉権者及び次点者を選定する。なお、プロポーザル参加者が1者のみであっても審査を行い、優先交渉権者の可否を決定する。

(1) プレゼンテーション

ア実施日

令和2年4月28日（火）

※時間、会場等を含めた詳細は、別途参加表明書（様式2）に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

イ時間配分

1事業者につき、30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分以内）

ウその他

- ・出席者数は、3名以内とする。なお、説明は本業務に直接携わる者が説明すること。
- ・プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。
- ・プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。
- ・プレゼンテーションに必要な機器として、プロジェクター、ケーブル及びスクリーンを市で準備するが、その他の機器は提案者で準備すること。

9 審査結果の公表及び通知

審査結果は、市のホームページに掲載するとともに、参加者全員に別途文書で通知する。

審査結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は一切受け付けない。

10 契約の締結

審査結果に基づき、市は優先交渉権者と詳細を協議し、必要により仕様書を調整したうえで契約を締結するものとする。ただし、優先交渉権者との協議が整わず契約締結が不可能となったときは、次点者と協議を行う。

11 失格要件

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を欠くことになった場合
- (2) 提出期限を過ぎて書類等を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 委託金額の上限を超えた見積金額で提案した場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったとみなされる場合

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え、再提出は、認めない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。

13 担当部署

〒838-8601 福岡県朝倉市菩提寺 412 番地 2

朝倉市総務部復興推進室被災者支援係

担当：庄本、前田

電話：0946-28-7136

FAX：0946-22-1118

Mail：fukkou-shien@city.asakura.lg.jp